

黒石市新型コロナウイルス感染症対策利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の事業者の経営の安定化を図るため、当該感染症に対応する融資制度を利用した者に対し、黒石市新型コロナウイルス感染症対策利子補給補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本店又は主たる事業所の所在地が市内にある法人又は個人事業者のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 令和2年1月29日から令和3年1月31日までの間に、次のアからウまでに掲げるいずれかの融資制度のうち新型コロナウイルス感染症に対応する融資を受けた者であること。

ア 青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度

イ 政府系金融機関による融資制度

ウ その他市長が認める融資制度

(2) 次に掲げる市税等（市外に住所を有する個人事業者の場合は、住所を有する市町村が賦課する税等を含む。）の滞納がないこと（新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い徴収が猶予されているものを除く。）。

ア 法人である場合には、補助対象者に課税されている法人市民税、固定資産税及び軽自動車税

イ 個人事業者である場合には、補助対象者に課税されている市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税

(3) 法令又は公序良俗に反していないこと。

(4) 黒石市暴力団排除措置要綱（平成24年黒石市告示第103号）第2条第8号に規定する排除措置対象者でないこと。

(5) 補助金を交付することが適当でないとして市長が判断する者でないこと。

（補助金の額等）

第3条 補助金の額は、前条第1号に規定する融資による借入金（以下「借入金」という。）に対する利子として、補助対象者が毎年1月1日から12月31日までに金融機関に支払った額の合計から、当該利子に対し国又は青森県から受ける利子の補給額を差し引いた額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、融資の件数にかかわらず、1補助対象者につき年10万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額の総額が当該年度の予算の残額を超える場合の補助金の額は、1補助対象者に対する交付の見込額を全ての補助対象者に対する交付の見込額の総額で除して得た数値に当該年度の予算の残額を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、令和7年12月31日又は当該年度に交付すべき補助金の額の総額が当該年度の予算の残額を超える日の属する年度の12月31日のいずれか早い日までに支払うこととなる利子を対象とする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、借入金の償還を延滞し、又は遅延したことにより増加した利子は、補助金の交付の対象としない。ただし、本人の責めに帰さない事情によるものと市長が判断した場合は、この限りでない。

（交付の申請等）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年2月5日までに黒石市新型コロナウイルス感染症対策利子補給補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 金融機関が発行する融資の決定を証明する書類の写し

(2) 金融機関が発行する直近の返済予定表の写し

- (3) 国又は青森県から受ける利子の補給額を確認することができる書類の写し
- (4) 申請者本人の身分証明書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは黒石市新型コロナウイルス感染症対策利子補給補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付することが適当でないと認めるときは黒石市新型コロナウイルス感染症対策利子補給補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第5条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付に係る書類を補助金の交付が完了した年度の翌年度の4月1日から5年間保存すること。
- (2) 補助金の交付に係る申請の内容を変更し、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ黒石市新型コロナウイルス感染症対策利子補給補助事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、市長の承認を受けること。

2 市長は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的のため必要があるときは、条件を付することができる。

（補助金の請求）

第6条 第4条第2項の規定による交付決定通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、毎年1月1日から12月31日までに支払った利子に係る補助金について翌年の1月31日までに黒石市新型コロナウイルス感染症対策利子補給補助金交付請求書（様式第5号）に次の書類を添えて、市長に請求するものとする。ただし、利子支払日が令和2年1月29日から同年12月

3 1日までの間に属する場合は、令和3年2月26日までに請求しなければならない。

- (1) 当該期間に金融機関に支払った利子の額を確認することができる書類の写し
- (2) 市税等の滞納がないことを証明する書類（市外に住所を有する個人事業者の場合は、住所を有する市町村が発行するもの。）
- (3) 国又は青森県から受ける利子の補給額を確認することができる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
(交付額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、黒石市新型コロナウイルス感染症対策利子補給補助金交付額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(交付の決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、返還を求めることができる。

- (1) この要綱の規定又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合
- (3) その他市長が補助金を交付することが不相当と認めた場合

(事業承継)

第9条 市長は、交付決定者が高齢、死亡その他特別な理由によりその事業及び借入金の弁済を承継した者（以下「承継者」という。）をこの要綱における交付決定者とみなす。

2 前項に規定する場合において、承継者は、その事実が生じた日から60日以内に黒石市新型コロナウイルス感染症対策利子補給補助事業承継届（様式第7号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）市税等の滞納がないことを証明する書類（市外に住所を有する個人事業者の場合は、住所を有する市町村が発行するもの。）

（2）承継したことを証明する書類の写し

（3）承継者本人の身分証明書の写し

（4）その他市長が必要と認める書類

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行し、令和2年1月29日から適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。